

## 沼津市スポーツ競技大会出場者賞賜金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の健全なスポーツの振興及びスポーツ活動に対する意識の高揚を図るため、各種スポーツ競技大会（以下「大会」という。）に出場する選手、監督又は団体に対し、予算の範囲内で賞賜金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 賞賜金の交付対象者は、別表に掲げる大会に出場する選手、監督（監督にあつては、オリンピック又はパラリンピックに限る。）又は団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、他市町から同様の趣旨による賞賜金等の交付を受ける者は、交付の対象外とする。

- (1) 沼津市内に住所を有する者
- (2) 沼津市内の高等学校を代表して出場する者
- (3) 沼津市内で活動する団体
- (4) その他市長が特に認める者

(賞賜金の額)

第3条 賞賜金の額は、出場する大会の区分に応じ、それぞれ別表に掲げる額を限度として決定するものとする。

(交付の申請)

第4条 賞賜金の交付を受けようとする者は、賞賜金交付申請書（様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 大会の開催要項及び出場を証明できる書類（選手名簿等）の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付)

第5条 市長は、賞賜金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認められたものについては賞賜金を交付するものとする。

2 賞賜金は、大会前に交付する。ただし特別の事情がある場合は、この限りではない。

(制限)

第6条 賞賜金の交付は、当該年度内、同一区分において、個人団体を問わず1回限りとする。

2 前項の規定は、団体においては、その構成員が変わっているか否かを問わない。また、団体に含まれた選手は個人としても既に交付されたものとみなす。

3 国民体育大会に出場する場合は、1回を限度に別に交付する。

(賞賜金の返還)

第7条 賞賜金交付の対象となった大会の開催が中止されたとき、又は大会を欠場したときは、

交付された賞賜金を返還するものとする。

(参加報告書)

第8条 賞賜金の交付を受けた者は、大会終了後に参加報告書を提出するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 付 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条及び第3条関係）

区分		金額	摘要	
オリンピック又はパラリンピック		1人 100,000円		
世界選手権大会等		1人 50,000円		
アジア競技大会		1人 30,000円		
アジア選手権大会等		1人 10,000円		
全国大会 国民体育大会 全国高等学校総合体育大会 全国高等学校選抜体育大会	個人	1人 5,000円	大会要項に記載 された人数によ り算出する。	
	団 体	～5人		5,000円×人数
		6～12人		30,000円
		13人以上		50,000円
		18人以上		70,000円

#### 備考

- 1 オリンピック、パラリンピック、世界選手権等、アジア競技大会又はアジア選手権大会等においては、競技を主管する協会等の選考により出場する大会に限る。
- 2 全国大会においては、地区大会等の予選を伴い出場する全国大会又は競技を主管する協会等の規定（標準記録等）を満たして出場する全国大会に限る。
- 3 次のいずれかに該当する大会は除く。
  - (1) 親善、交流を主な目的としている大会
  - (2) 選手強化を主な目的とした海外遠征や海外派遣に伴う大会
  - (3) 競技が行われない、又はデモンストレーションの大会
  - (4) 中学校の部活動による全国大会、障がい者を対象とした全国大会及び全国健康福祉祭